

権利擁護サポートセンターだより

水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター広報紙 第13号

● 県央地域成年後見支援事業!! より充実します!

令和4年4月、**県央地域成年後見支援事業**は、平成29年度から実施されていた『**茨城県央地域定住自立圏**』から『**いばらき県央地域連携中枢都市圏**』へ移行され、**5市3町1村**（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）と広域連携の取組みを一層深化させ、今後も成年後見制度の普及啓発などに取り組んでまいります。

○『いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に向けた取組について』のURL
<https://www.city.mito.lg.jp/page/6057.html>



また、5市3町1村の中核機関として、『**県央地域成年後見支援事業**』の運営を権利擁護サポートセンターが担い、今年度は以下の事業等に取り組めます。

● 令和4年度の主な事業計画

項目		事業計画
1	普及啓発	・パンフレット等の資料作成 ・専門職向け学習会の実施 ・9市町村における資料に係る情報の共有 ・出前講座の実施 など
2	相談支援	・市町村中核機関との連携による成年後見制度等の相談支援 など
3	受任者調整等の支援	・受任者調整会議の実施 など
	担い手育成・支援	・市民後見人養成講座の実施 ・市民後見人養成講座フォローアップ研修 ・市民後見人が選任されるケースに係る成年後見監督人等の受任 など
	法人後見の受任	・本会が成年後見人等の受任
	制度への円滑移行等	・市町村担当者向け研修会の実施 など
4	後見人の支援	・親族後見人への中核機関の周知 ・後見人向け相談会の実施 など

● 『パンフレット』及び『リーフレット』をリニューアル!



本会で作成している「パンフレット」、「リーフレット」をリニューアルしました。パンフレットは、成年後見制度の概要の他、申立手続きの流れや費用を分かりやすく記載しております。

また、リーフレットは、「**成年後見制度の身近な相談窓口**」として、本センターの他、圏域内の市町村担当課、市町村社協等の連絡先を記載しています。資料は本センターや市町村担当課等にて配布しているとともに、本会のホームページに掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

本会HP：<https://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken.html>



● 『成年後見制度の申立てに係る研修会』を開催しました！

令和4年6月2日（木）に、圏域内の行政職員、社協職員、地域包括支援センター職員等を対象に、成年後見制度の申立てに係る基礎知識を学んでいただくことを目的とした研修会を開催しました。
【詳細は別紙報告書をご覧ください】

● 『市民後見人養成講座 事前説明会』を開催しました！

令和4年7月6日（水）、水戸市福祉ボランティア会館にて「市民後見人養成講座」事前説明会を開催しました。

この説明会は、地域に暮らす判断能力が不十分な方の権利を守る『市民後見人』を養成する講座を受講するためのもので、県央地域の住民、行政職員など40名が参加しました。

法テラス茨城の大塚喜封弁護士による基調講演に引き続き、水戸市社会福祉協議会の権利擁護サポートセンター職員によるオリエンテーションで、後見人等の職務や市民後見人が誕生するまでの過程などを説明しました。



【大塚弁護士による基調講演】



【養成講座カリキュラムについて説明】

なお、養成講座参加者は、8月から10月までの11日間の日程で、基礎研修や実務研修など、後見人等になるための知識や経験を身に付けていきます。

～ そもそも、市民後見人とは？ ～

これまで、成年後見人等には、親族、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職が家庭裁判所から選任されてきましたが、親族後見人の減少や専門職の受けられる件数にも限界があり、新たな担い手として、『市民後見人』の活躍が期待されています。

本圏域内では、平成30年度に「市民後見人養成講座」を開催し、法人後見受任事業及び日常生活自立支援事業の支援員として実務を重ね、令和元年に修了者2名が家庭裁判所から成年後見人等（市民後見人）として選任されました。現在は1名の方が活動中です（1名のケースは被後見人の他界に伴い終了）。

また、今までに誕生した市民後見人に対して、家庭裁判所から本会が後見等監督人に選任され、支援をバックアップしながら、本人の意思決定を尊重し、本人らしい生活を支援することに努めております。

今後も市民後見活動が地域の福祉活動に定着し、住民のみなさまから信頼されるようサポートしてまいります。



● 「災害後の住宅修理トラブル」にご注意を！

近年、台風や大雨などによる自然災害の被害が全国各地で発生しています。自然災害が発生した際に、それに便乗した悪質商法など、自然災害に関連した消費者トラブルが多く発生する傾向があり、特に被災した地域では、多くの相談が消費生活センター等へ寄せられています。災害直後ではなくても過去の災害を持ち出して、将来の不安をあおるなど、トラブルとなるケースも多くあります。



【相談事例】

- ・「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて屋根修理工事を契約した。
- ・雨どいが壊れていると言われ、保険金の申請サポート契約を行った。
- ・台風で壊れたのであれば、保険を使って自己負担なく修理できると言われ、契約してしまった。

「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートをする」と勧誘された場合には注意が必要です。対策として、契約を迫られても、その場では契約せず、複数の事業者で比較検討を行い、また、不安に思った場合には、**消費者ホットライン「188（いやや!）」**番へ相談しましょう！



● 受任状況（県央地域連携中枢都市圏域内） 令和4年6月末日現在

- ・法人後見現受任件数 26 件：水戸市社協 16 件、ひたちなか市社協 3 件、東海村社協 7 件

受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	11			11
	笠間市	1			1
	小美玉市	2			2
	大洗町	1			1
	城里町	1			1
ひたちなか市社協	ひたちなか市	3			3
東海村社協	東海村	4	3		7
合計		23	3	0	26

- ・水戸市社協の法人後見 延べ受任件数 27 件、2 件審判待ち
- ・水戸市社協の法人後見監督（市民後見人の後見監督）現受任件数 1 件（延べ受任件数 2 件）

発 行

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター
 住所：水戸市赤塚1丁目1番地 電話：029-309-5001
 E-mail：kenriyogo@mito-syakyo.or.jp